

社会福祉法人山形福祉会

役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形福祉会（以下「当法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の定めによる評議員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、定款第8条、第21条の規定により、役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対し、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に係る対価として、報酬を支給することができる。

2. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬額の決定)

第4条 当法人の役員に対する報酬は、別表に定める額とする。ただし、当施設の職を兼務する理事には、第1項を適用しない。

2. 当法人の役員の報酬総額は、それぞれ、理事は年間70万円、監事は年間30万円を超えない額とする。

2. 評議員に対する報酬は、別表に定める額とする。

3. 評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表に定める額とする。ただし、当法人施設の職を兼務する者には支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、会議出席及び監査等の職務遂行の都度、現金で支払う。

2. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和2年6月12日より施行する。

別表「役員、評議員及び評議員選任・解任委員の会議出席に係る報酬」

区 分	職 務 内 容 等	源泉徴収後の支給額
理 事	理事会及び評議員会への出席	日額 10,000 円
監 事	理事会及び評議員会への出席	日額 10,000 円
	監事監査への出席	日額 10,000 円
評 議 員	評議員会への出席	日額 10,000 円
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000 円